



記者発表資料



令和4年3月25日
【平常時の活動や制度内容に関すること】
環境局環境保全部
環境保全課温暖化対策室
電話 245-5263 内線 2723
【災害時の活動に関すること】
総務局危機管理部危機管理課
電話 245-5136 内線 2503

4月1日から「EVサポーター制度」を開始します

～災害時等にEVを所有する人と電力を必要とする人とをマッチングする仕組みを構築～

千葉市では、「災害に強いモデル都市」を実現するため、災害等による停電時に市民が所有する電気自動車（EV）等で、支援を必要とする人や施設に電力を届ける共助の取り組みとして、「EVサポーター制度」を令和4年4月1日から開始しますので、お知らせします。

1 趣旨・経緯

本市では、令和元年房総半島台風をはじめとする一連の災害により、長期停電などの甚大な被害が発生しました。この経験を踏まえ、令和2年1月に「千葉市災害に強いまちづくり政策パッケージ」を策定し、「電力の強靱化」の分野において、EVマッチングネットワークの構築を位置付けました。

また、2050年の脱炭素社会実現のためには、EVをはじめとする次世代自動車の普及促進が求められており、次世代自動車は災害時の非常用電源等としても活用が期待されています。

このことから、EV等を所有する市民の方に、災害時のEV等による給電活動や平常時のEV等の普及啓発活動にご協力いただく「EVサポーター制度」を令和4年4月1日に創設することとしました。

2 制度概要

(1) 活動内容

ア 平常時の給電活動

平常時に市が行うイベント等において、市民が所有するEV等を用いて、EV等の普及啓発を目的とした給電活動（デモンストレーション）

イ 災害時の給電活動

災害等による停電時において、市民が所有するEV等を用いて電力を必要とする避難所等への給電活動

※いずれの活動も事前に市から制度登録者に協力要請を行い、同意が得られた方のみ参加いただきます。

(2) 登録対象者

EV等を所有する市内在住者

(3) 対象車両

外部給電が可能な以下の自動車

電気自動車（EV）

プラグインハイブリッド自動車（PHV）

燃料電池自動車（FCV）

(4) 登録方法

ア 電子申請

【URL】 https://s-kantan.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8729

イ 郵送または持参

「千葉県EVサポーター制度登録申込書」(別紙)に記入のうえ、以下の宛先に郵送または持参にてご提出ください。

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市環境局環境保全部環境保全課温暖化対策室(市役所4階)

3 制度及び登録開始日

令和4年4月1日(金)

4 報酬等

登録者の活動は無報酬とし、給電活動にかかった経費(旅費・電気代)は自己負担となります。

5 その他

本制度に登録された方は、市の費用負担でボランティア保険に加入します。

<参考> 制度概要図

